

事 務 連 絡
平成20年4月11日

社団法人 国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県高齢者医療主管部（局）高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。



事 務 連 絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県高齢者医療主管部(局)
高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成20年4月11日付厚生労働省告示第279号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(注射薬1品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 8 6 6	3, 7 6 0	2, 6 9 4	4 0	1 4, 3 6 0

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	注射薬	ナグラザイム点滴静注液 5 mg	ガルスルフアーゼ (遺伝子組換え)	5 mg 5 mL 1 瓶	256, 775